

(後援会規約の例)

とやま太郎後援会規約

(名称・所在地)

第1条 本会は、とやま太郎後援会と称し、主たる事務所を〇〇市内におく。

(目的)

第2条 本会は、県政の発展と県民生活の向上のために尽力している富山太郎氏の政治活動を後援することを本来の目的とし、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 講演会、座談会等の開催
- (2) 会報等の発刊及び配布
- (3) 関係諸団体との連携
- (4) その他本会の目的達成のため必要な事業

(会員)

第4条 本会は第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者を持って会員とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|-------|-----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 幹事 | 若干名 |
| 会計責任者 | 1名 |
| 監事 | 2名 |

(役員の選出及び任期)

第6条 役員は総会において選出する。

2 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(会議)

第7条 会長は、毎年1回の通常総会を招集するほか必要に応じ臨時総会を招集する。

2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

(経費)

第8条 本会の経費は、会費（年額〇〇〇〇円）、寄付金その他の収入をもって充当する。

(会計年度及び会計監査)

第9条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

2 会計責任者は、本会の経理につき毎年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

(規約の改廃)

第10条 本規約の改廃は、総会において決定する。

(補則)

第11条 本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附則 本規約は、令和●●年■■月▲▲日から施行する。

(備考)

本記載例は後援会の場合の規約の例であり、必ずしもこの様式による必要はありませんが、以下の事項は必ず定めてください。

- ① 政治団体の名称及び事務所の所在地に関する規定
- ② 目的にに関する規定
 - ア 後援団体の場合は、当該団体が支持・推薦する公職の候補者等の氏名を含めること。
 - イ 後援団体以外の団体の場合は、政治活動を目的とすることが明確に分かること。
- ③ 活動内容（事業内容）に関する規定
- ④ 組織や意思決定に関する規定
- ⑤ 経費の負担等会計に関する規定（会計年度に関する規定を含む。）
- ⑥ 規約の施行年月日に関する規定（附則。施行年月日は、原則として設立届の「組織年月日」及び各役員の「選任年月日」と一致する。）